

複写機の賃貸借及び保守単価契約書（案）

岩手県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により複写機の賃貸借及び保守単価契約を締結する。

（総則）

第1条 この契約は、乙が、甲に、別紙「複写機仕様書（デジタルフルカラー複合機）」に基づき複写機の複写機能その他の機能の提供並びに当該機能の維持のための保守、ドラム、その他の消耗品（インクカードリッジ及び用紙、廃インクボックスを除く。以下「消耗品等」という。）の円滑な供給及び複写機の適切な操作方法の指導を提供し、甲は、乙に対し、当該複写機の賃貸借及び保守料金（以下「複写料金」という。）を支払うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、_____とする。

（単価）

第4条 単価は、別紙1のとおり。

（設置場所等）

第5条 複写機の機種、設置台数及び設置場所は、別紙1のとおりとする。

2 複写機の設定については、別紙「複写機仕様書（デジタルフルカラー複合機）」に定めるところによる。

（複写料金の請求）

第6条 乙は、毎月末日に、別紙1により算出した額を、甲に請求するものとする。なお、計算の結果生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 乙の点検若しくは整備のために係る複写及び乙の責めに帰すべき原因による不良の複写は、前項の複写枚数に算入しないものとする。

（複写料金の支払）

第7条 甲は、乙から前条第1項の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲は、自己の責めに帰すべき理由により支払いを遅延した場合は、乙に対して支払いの日までの日数に応じ、遅延金額につき年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（複写品質の保持義務）

第9条 乙は甲に対し、常に良好な複写品質を維持するよう努めなければならない。

(複写機の保守)

第10条 乙は、複写機を甲が正常な状態で使用できるように定期的に技術員を設置場所に派遣して、点検及び調整を行わなければならない。

2 乙は、複写機の保守を行なう専任の技術員を配置するものとし、別に指示するところにより甲に報告するものとする。

(複写機及び消耗品等の所有権)

第11条 複写機及び消耗品等の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務を持って管理しなければならない。

2 甲は、複写機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど複写機の状態を変更するような行為及び消耗品等を他に流用する行為をしてはならない。

(設置場所の変更)

第12条 甲は、複写機を第5条所定の設置場所を変更する必要がある場合には、あらかじめ乙に通知し、乙はこれに応ずるものとする。この場合、複写機の移動は乙が実施する。

(保険)

第13条 乙は、複写機につき、乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって複写機を毀損し、乙に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第15条 天災事変その他の不可抗力により契約物件が滅失又は毀損したことにより使用不能となったときは、乙は、速やかにその回復措置を講じ、又は代替品を提供しなければならない。この場合において、当該回復措置又は当該代替品の提供に要する経費は、乙の負担とする。

2 前項の規定による回復措置又は代替品の提供が不可能であるときは、この契約は、終了したものとみなす。この場合において、契約の終了により生じる損害は、乙の負担とする。

(機密の保持)

第16条 乙は、保守の実施にあたって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、契約の解除又は契約の終了によって撤去する複写機について、当該複写機内の記録媒体の残存データを消去するとともに、その証明を甲に提出するものとする。

(価格の改定)

第17条 甲又は乙は、経済変動その他相当の理由により、第4条に定める単価を改定する必要があるときは、相手方に対して1か月前までに文書でその旨を通知するものとし、甲、乙協議のうえ単価を改定することができるものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除すること

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品の製造請負又は買入れ契約を締結する権限を持つ事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙が前各号のいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

4 前各号によりこの契約が解除された場合は、甲又は乙はこれによって受ける相手方の損害についていずれもその責めを負わない。

第19条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告するとともに、警察に通報しなければならない。

第20条 第2条又は第18条の規定により、この契約が終了した場合は、甲は乙に複写機及び消耗品等を速やかに返還しなければならない。

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

別紙 1

契約単価

規 格			単価（税抜き）	
維持料金	月額		円	一月当たり
使用料金	①	基本料金	円	一月当たり
	②	モノクロモード	円	1 カウント当たり $\left[\begin{array}{l} A 4 \cdot A 3 = 1 \text{ カウント} \\ A 2 \quad \quad = 2 \text{ カウント} \\ A 1 \quad \quad = 3 \text{ カウント} \\ A 0 \quad \quad = 5 \text{ カウント} \end{array} \right]$
		フルカラーモード	円	
	使用料金の請求		①と②により計算した額を比較し、費用が大きい金額で請求する。	
	維持料金と使用料金の合計額に消費税及び地方消費税を加算するものとする。			

機 種	
設置場所	沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター 電算室（4 F）
設置台数	1 台